

令和2年第7回教育委員会議事録

令和2年5月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年5月13日（水）午後2時03分～午後2時58分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 中央図書館館長 安藤 利貞
生涯学習担当部長
中央図書館次長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

学校整備課長 河合 義人 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター
所 長 佐藤 正明

事務局職員 法規担当係長 岩田 晃司 担当書記 春日 隆平

傍聴者 4名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第60号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第4号)
- 議案第61号 杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校並びに杉並区立方南小学校、杉並区立向陽中学校及び杉並区立大宮中学校の指定通学区域について

(報告事項)

- (1) 区立学校休業期間中における家庭学習のための通信環境整備の支援について
- (2) 「杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金」の創設について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 平成31年度(令和元年度)杉並区「教育調査」の結果について
- (5) 高円寺図書館等の整備等に係る基本計画について

目次

議案

- 議案第60号 令和2年度杉並区一般会計補正予算（第4号）・・・19
- 議案第61号 杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校並びに杉並区立方南小学校、杉並区立向陽中学校及び杉並区立大宮中学校の指定通学区域について・・・4

報告事項

- (1) 区立学校休業期間中における家庭学習のための通信環境整備の支援について・・・6
- (2) 「杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金」の創設について・・・12
- (3) 学校運営協議会委員の任命について・・・19
- (4) 平成31年度（令和元年度）杉並区「教育調査」の結果について・・・13
- (5) 高円寺図書館等の整備等に係る基本計画について・・・18

教育長 それでは、定刻を過ぎてしまいました。ただいまから令和2年第7回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

また、本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第60号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により、議案第60号の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それではまず、ほかの議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第61号「杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校並びに杉並区立方南小学校、杉並区立向陽中学校及び杉並区立大宮中学校の指定通学区域について」を上程いたします。

学務課長からご説明いたします。

学務課長 では、議案第61号についてご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本議案は2月10日にご報告させていただきました内容を、今回、議案として提案させていただくものでございます。なお、本議案につきましては、杉並区立杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会、保護者、学校関係者、町会等からのご意見を踏まえ、取りまとめた内容となっております。

議案をお開きください。提案理由としましては、小中一貫教育のさらなる推進に資する観点から、杉並区立新泉和泉小学校と杉並区立和泉中

学校の指定通学区域の整合性を図るため、指定通学区域を変更する必要がある、また、このことに伴い、杉並区立方南小学校、杉並区立向陽中学校及び杉並区立大宮中学校の指定通学区域を変更する必要があるためでございます。

各学校の新たな指定通学区域が、こちらの1から4に記載してございます。

参考資料をご覧ください。参考資料の1、新たな指定通学区域の図でございますが、青いところが現在の杉並区立新泉和泉小学校の指定通学区域でございます。

赤い線で囲ってあるところが現在の杉並区立和泉中学校の指定通学区域でございます。

黄色く塗ってあるA、Bのところが、杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校の新たな指定通学区域でございます。

これに伴いまして、Bの指定通学区域につきましては、杉並区立大宮中学校から杉並区立和泉中学校に変更する地域でございます。

Cの指定通学区域につきましては、杉並区立和泉中学校から杉並区立向陽中学校に変更する地域でございます。

Dにつきましては、指定通学区域として、杉並区立新泉和泉小学校から杉並区立方南小学校に変更する地域でございます。

2の特例措置の内容についてでございますが、こちらにつきましては、新たな指定通学区域の指定に伴い、特例措置案として取りまとめた内容でございます。指定通学区域が変更となるB、C、Dの地域につきましては平成27年度の杉並和泉学園の開校時から特例措置を設けてきましたが、新たな指定通学区域の指定により影響がある地域について、改めて特例措置を設けるものでございます。なお、新たな特例措置につきましては、今後3年間児童生徒の就学状況等を見守った上で検証を行っていく予定としてございます。

議案にお戻りください。5番の在学者の取扱いでございます。こちらにつきましては、令和3年3月31日において杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立方南小学校の第1学年から第5学年までに在学する者の指定通学区域は従前のおりとしします。そのまま上がれる、進級できるということでございます。また、令和3年3月31日において杉並区立和泉中学校、杉並区立向陽中学校及び杉並区立大宮中学校の第1学年及び第2

学年に在学する者の指定通学区域は、従前のおりとするものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第61号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。

先ほど、会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から報告事項1番、2番、4番、5番については、事務局より説明いただき、報告事項3番については、配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項1番、2番、4番、5番については、事務局より説明を受け、報告事項3番の説明につきましては、配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「区立学校休業期間中における家庭学習のための通信環境整備の支援について」ご説明いたします。資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした区立学校の臨時休業長期化に伴い、児童・生徒の家庭における学習支援は喫緊の課題となっております。また、現在の感染拡大が収束し、学校が再開された場合でも、いわゆる第2波の到来等によっては再休業となることも想定されま

す。

こうした状況を踏まえ、区では、児童・生徒に向けて、各区立学校のホームページ等で家庭学習における学習課題の提示や、動画サイト「YouTube」の杉並区教育委員会公式チャンネルでの学習動画の配信を行うなど、インターネットを活用した家庭での学習支援を行っております。

このことに伴い、区立学校に在籍する全ての児童・生徒が漏れなくこれらの学習支援を受けられる通信環境を整備することを目的として、ネットワーク環境が整っていない家庭に対し、モバイルルーター及びタブレット型情報端末を貸与する事業を創設し、支援を行うことといたしました。

モバイルルーター等を貸与する期間でございますが、休業等の措置が終了する月の末日までを予定しております。

また、モバイルルーター等を貸与する事業でございますが、先般、区立学校に在籍する児童・生徒のいる世帯に対して実施したアンケート調査の結果、パソコン、タブレット型情報端末、スマートフォンなどのインターネットに接続するための機器を保有していないと回答した約1,500世帯を対象といたします。なお、当事業の実施に当たっては、東京都の補助金を活用いたします。

その他詳細並びに今後のスケジュールにつきましては、お配りをした資料をご覧くださいと思います。

私からは以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 1日も早くと思っていたので本当によかったと思います。

資料のスケジュールのところ、今回の区議会臨時会に補正予算案提出の下に、その後に貸与開始とあるのですが、実際に現時点において休業措置がいつ解除されるか分からない中で、実際に配布、貸与されるのはいつ頃になりそうなのか、分かりましたら見通しを教えてくださいと思います。

庶務課長 極めて見通しの立たないところではございます。といたしますのも、この補助制度、4月22日に東京都から示されまして、23区ほぼ一斉にこの補助事業を使って通信状況が整っていないご家庭にということなので、市場にモバイルルーターなどの機器そのものが品薄になってご

ざいます。

我々のほうでも、積極的に業者への連絡を行っておりまして、それでも1,500台を準備するのはかなり厳しいという中で、具体的な日付を申し上げるところはなかなかできないのですけれども、1日も早くと考えております。

6月1日以降の新しい動きが仮にあったとしても、分散登校など、まだ引き続き自粛の中にいるということを考えれば、こういった機器を使って学習支援、子どもたちの健康管理、いろいろなことに使っていく、そういったことはまだ続くであろうと想定しています。さらに言えば、先ほど冒頭に第2波、第3波というお話もしました。この先どこかの学校でそういうことが起こったときには、一旦これで買い足した機器をそこへ集中させて、そこの学びを保障しよう。もっと幅広く、不登校の子どもたちにというところまでも見据えています。そういった大きな流れの中での1つの取組とご理解いただいて、できるだけ早く準備をしてスタートさせたいと、そのように考えてございます。

久保田委員 ありがとうございます。

伊井委員 本当にいろいろとご尽力いただきまして、ありがとうございます。

機器を持っていなかったとか、またはお家でほかの家族が使っているとか、いろいろな環境があると思いますが、使い慣れていないところはこれまで学校でやっているということで、そこは保持できるという見通しでございませうか。

庶務課長 今、学校に既に配布をしているPC室にあったものを機器的には家庭で使えるように少し転用してお貸しする、ルーターとセットでお貸しするというところで、使い慣れているという言い方が十分かどうかは分かりませんが、そういった機器を配布すると今考えてございます。

学年のこととかいろいろありますから、全ての子どもたちが習熟しているということにはなりにくいかもしれませんが、それについては学校のほうから、指導をきちんとするという事になってこようかと思っております。

伊井委員 急なことですのでいろいろ大変かと思いますが、できるだけ子どもたちが十分に使えるようお願いできたらと思います。よろしくお願ひします。

庶務課長 実施してまいりたいと思います。

折井委員 簡単な確認なのですが、このモバイルルーターは区のほうで購入するのでしょうか。それともリースなのでしょうか。

庶務課長 通信費の補助も併せてありますので、今はリースで考えています。

折井委員 リースなのですね。いろいろな検討の上リースということで、普通はリースすることが、こういう自治体的に多いのかなと思うのですが、もしかするとある一定数は購入したほうが実は安いのかなと思ったりもします。

というのは、先ほどから皆様お話しされていますように、第2波、第3波がいつ来るか分からないという状況がある中で、貸したままではなくて、例えば臨時休業の措置が終わったら一旦回収するわけですよ。それが例えば5月末、6月に貸出しができたとして、もしかしたらそのときはもう臨時休業の措置がある程度解除されている可能性もあって、そうするとほとんど使わないままリースのお金が多分かかるのですよね。そんなに業者さんが優しいと思えないので、そうなってくると実際には、いろいろなことを検討した上でのリースなのだという事は分かるのですが、意外と高くつくのかなという気がします。いつ必要になるのか分からないというところが本当に難しいなと思います。

あともう1点が、タブレット型情報端末、これはパソコンでも何でもいいと思うのですが、よく聞くのが家庭内での奪い合いで、うちパソコンあります、タブレットありますというご家庭でも、在宅のお仕事が入ってきて、在宅仕事をしている人数もその都度変わるのでよね。私みたいに大学に勤めているとパソコンを2台、3台持っているというのは結構あるのですが、普通の家庭はそんなに持っていないので、そうなってくると、調査したときの状況と、今、本当に、3月、4月のとき以上に在宅仕事が増えている中では、もしかするとタブレットを貸してくださいという方は増えているのかなという気もいたします。

リースというのがどのような形でされるのか、例えば来月コロナが出ました、数百人単位で学校に来られなくなりました。すぐにそのリースができるのか、そういったところはどのようにご検討なのでしょうか。簡単で結構ですので、教えていただければと思います。

庶務課長 リースというのは通信料込みで契約を考えています。

もう1つは、ルーターは機器ですから、購入して、あとは時間とともに陳腐化してしまうという心配もあります。

最も重要視しているのはスピード感ですので、どのタイプの契約をすると最も早く確保できるかというところで考えています。価格競争をしてというところまで十分に詰め切れない状況があるということは一定のご理解をいただけるとありがたいかと思えます。

ただ、無駄にならないように、先ほど言いましたように、幅広く物事は考えていきたいと思っています。仮に期間が短いとしても子どもたちの学びを削らない、止めないという姿勢の中で配慮をしていきたいと思っております。

対馬委員 こういう機器で対応するというのはとても大事で、今必要なことだと思いますが、小学校1年生から全部これに対応するというのでしょうか。小学校1年生はほぼ登校もしていないので、どういうことをサポートしていくのかなという単純な疑問が1つと、あと先生方もこれをやる準備を恐らく今なさっていると思うのですが、例えば済美教育センターでサポートされているとか、先生方に任せているのだとか、その辺りの状況を教えていただければと思います。

済美教育センター所長 現在は、小学校1年生から中学校3年生までの家庭で通信環境がないお子さんを対象にと考えています。まだそこまで難しいことは1年生はできないので、今学校が必死になって準備をしているメッセージ動画とか授業についての簡単な説明だとか、そういった動画や教材等を、家庭で保護者の方についていただいて、見ていただきながらという形にはなるとは思うのですが、そういった形で1年生からみんなにこういった環境を整えていきたいと考えています。

折井委員 私の子どもが通う小学校では、5月に入ってから、学校に行っているときのように授業を受けるというか、学習をするという形態に変わって、1時間目は何々、2時間目は何々となりました。課題を印刷をして、やってみると楽しいというか、これまで学校がなくて自由すぎてイライラしていたのが、逆に解消されるというのがありました。

あと、先生方が本当に工夫をされていて、NHKの番組だとか、もしくは歌の体操のもの、もしかしたら済美教育センターの方がいろいろな情報提供をしていただいた結果なのではないかと思うのですが、子どもたちが見て安心なもの、そして学習に関連している動画があるのです

ね。なので、例えば家庭であれば好きなドラマしか見ないところを、やはり知的好奇心を満たしてくれるような、そういった動画も中にはあって、それがあるとないとでは大分子どもたちの気が紛れるというのでしょうか、大分変わってきております。そういったところで、この環境整備については本当にぜひやっていただきたいと思います。全員の子どもが見られるといいなと思います。

教育長 今の折井委員の話にもあったのですけれども、よく子どもたちが学校に行っているときに「先生、何で学校に行かなきゃいけないの」とか、「勉強やりたくない」とか発言をして、「もっと自由にさせてくれ」とか言うのですけれども、今の話は自由こそつらいのですよね。人間はある程度の枠がないと、最初はいいのですけれども、2、3日はよかったかもしれない。自由というのは、自分に、裏側に責任も生じていますし、非常につらい。

ある学校の子どもが先生に言った言葉で「僕は心底学校に行きたいと思いました」という発言があったのです。中学2年生です。今までは「学校なんか行きたくないな」と言っていたのが、それはもう子どもたち同士の、いわゆる友達と会うということも含め、勉強も含めて「心の底から学校に行きたいと思った」という切実な思いというか願いを言っていましたけれども、学校はやっぱりそういうところなのだろうなど。

今回、このICTを活用して子どもたちに先生たちとのつながりだとか、子どもたち同士のつながりだとか、もちろん学習も大事だと思いますけれども、普通に学校で授業をやっているのと同じようには、幾らオンラインでやったってそれは不可能です。そうではなくて、子どもたち同士がつながっているよ、1人ではないよ、つらいのは君だけではないよと、そういうメッセージを先生たちが発せるようなものを作っていますし、もしオンラインで顔が見えるような状況になれば、本当に1日に1回でも2日に1回でも顔を見るということで、人はすごく心が安定するのだろうなど。そういうことでできるだけ早く取り組んでいきたいなど。

杉並はICTが進んでいるけれども、なかなかそういうところほうまく行っていないというご意見を保護者の方や区議の方からいろいろ頂いてはいますけれども、なかなか個人情報のことやハード面のことやお金のことや、できるだけ早く進めていこうとは思っていますが、今、取りあえずこの整備はしていきますけれども、これは今のことだけではなくて、

これから先、第2波、第3波のこととか、先ほどありましたけれども、不登校のこととか、そういう様々なことをトータルで考えて整備をしていければいいなど。それはずっと前から考えてきたことだったので、それを少し、ちょっと前倒しにして進めていければいいなどと思っています。

庶務課長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項2番「『杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金』の創設について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 「『杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金』の創設について」ご説明させていただきます。

3月の区立学校臨時休業に伴う学校給食の休止につきましては、国の臨時休業対策費補助金を活用しまして、保護者への給食費返還に係る振込手数料や学校から発注を取り消したことにより給食食材納入業者が在庫を抱えてしまった経費については、区が支援してきているところでございます。

こうした中、4月以降も臨時休業が続いていることにより給食食材納入業者に多大な影響が生じ、学校再開後の学校給食の円滑な実施が困難になるおそれがあることから、納入業者が事業を継続するための経費の一部を区独自で支援するために、杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金を創設するものでございます。

対象としましては、令和2年度学校給食用物資配送契約を締結している納入事業者のうち、経済産業省の持続化給付金の給付決定を受けている納入事業者でございます。

支給金額の考え方としましては、個々の納入業者と区立学校との間の通常期の2カ月分の取引における、各納入業者の売上総利益、売上げから原価を引いたものに2分の1を乗じた額を、事業を継続するための経費の一部として経済産業省の持続化給付金に上乘せし、支給するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

その他としまして、今後の納入業者への支援につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や国、都による中小事業者への支援の動向等を注視しつつ、区立学校の臨時休業期間延長等の状況に応じて検討するものとしてございます。

私の説明としては、以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項4番「平成31年度（令和元年度）杉並区『教育調査』の結果について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 「平成31年度（令和元年度）杉並区『教育調査』の結果について」ご説明いたします。

まず、調査の目的は、調査結果を生かして各学校・子供園の実情に応じた支援や教育活動・保育活動の改善を図り、教育・保育の質を確保するとともに、そのさらなる向上を図ることにあります。

対象は小学校5・6年児童、そして中学校の全生徒、保育者と教員、保護者です。回収率ですが、児童・生徒の95.1%、保育者・教員の87.2%、保護者の82.8%から回答を得られました。

調査方法や内容、実施方法については記載のとおりでございます。

次に、調査結果の概要を報告します。

下の表は「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の計画指標に設定している項目を中心に結果をまとめたものです。

裏面をご覧ください。「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の開始年度でもございます平成24年度から比較しますと、若干の数値の増減はありますが、小中一貫教育、そして教員の学習指導、個に応じた指導、家庭・地域・学校の協働については、ほぼ安定した取組が進められています。一方、ICTを利活用した学習活動につきましては、調査を開始いたしました平成26年度から、児童・生徒と保護者の肯定率が上昇傾向を維持しております。

ICTを利活用した学習活動については、今後もICTの拡充に伴って教員の活用頻度が増加し、児童・生徒・保護者ともに上昇が期待できます。また、小中一貫教育も「杉並区小中一貫教育基本方針」で目指してきた効果はおおむね実現したことから、現在の取組を質的に転換する必要があると考えています。

そこで、児童・生徒1人1人が主体となり、生活の様々な出来事から

問題意識を持ち、試行錯誤しながら問題の解決に向けた学習活動を進めること、そして、対話を通して他者の多様な考えに触れ、学び合うことのできる「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指してまいります。

そのため、1人1人の違いを踏まえて従来の授業を設計し直し、学びを個別化・探究化・協同化する「学びの構造転換」を推進してまいります。具体的には、杉並区教育活動課題研究指定校等において引き続き「学びの構造転換の推進」「ICTを活用した学びの構造転換」を教育課題とし、小中一貫教育の推進や、学校支援本部や学校運営協議会の設置、並びにICT環境の整備をはじめとしたこれまでの取組を基盤に研究を進めてまいります。また、その成果を共有・活用することで、各学校の教育活動や教員の学習指導のさらなる改善・充実に支援していきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

對馬委員 おおむね全般的にやりたいことはよくできているという結果で、それは非常によかったなと思っています。

1つお伺いしたかったのは、このような状況で今年度始まったことによって、一番最後のところに出てきた教育活動課題研究指定校の先生方の勉強であったりとか、研究授業の進み具合であったりとか、その辺が非常に難しい状況にあるのではないかと心配しておりまして、その辺りはいかがなのか教えていただけますでしょうか。

済美教育センター所長 実際、4月、5月につきましては、教育活動がストップしているということもございまして、具体的に研究が進められているわけではございません。ただ基礎研究として、教員は様々努力をして、今後の教育活動に結びつけるような研究を進めていく予定です。

まだ2学期以降もどのような状況か分かりませんので、従前のような研究発表会を行うとか、講演会を行うということについては、今後見直しをする可能性もございます。

そういった中でも、今年度に限らず、来年度、再来年度と、そういった研究を続けていけるような環境を整えていければと思っています。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。

伊井委員 テレビ報道のことでちょっと恐縮なのですが、学校に行

き始めたところで、子どもたちが友達と話せないとか、意見をもっと言いたいみたいなことを発言している場面とか、あと、日比谷高校でオンラインを始めて、都立高の中でも、わりとうまく行っているほうみたいなのですけれども、今まで発言できなかった生徒さんが、オンラインになってから積極的に発言するようになったというような、一部の報道なので全てを言い当ててているわけではないと思います。それは前提としてなのですが、これから対話的な部分というのがどういうふう to 実現できていくのかなとやや気がかりな部分もありますが、そのときに応じてフレキシブルな形というか、柔軟な形で子どもたちの思いを引き出していただけのような形を、またご苦労おかけしますが、模索していただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

済美教育センター所長 学びの協同化とか、対話的な学びの形というのは、もしかしたらこの新型コロナウイルスがあつて変わっていくのかなと思っています。一斉授業の中で子どもたちが発言するような対話の学びもありますし、今おっしゃってくださったような、ICTやタブレットを活用して、その中で意見を交換するような学びの仕方、対話的な学びというのも考えられると思いますので、様々な方法をこの中に取り入れながら、子どもたちのそういった主体性を磨けるような教育活動を進めていければと思っています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

久保田委員 これは私がこの間ずっと考えていることを含め、意見ということですが、主体的・対話的な深い学びといったときに、このような状況の中では、例えば仮に学校が再開したとしても、この間多くの学校でやってきたような、例えば班やグループの学習、そういったものはなかなかできない状況がずっと続くと思います。でも、だからといって対話的な学びができないかということでは全然なくて、改めて学校の授業のあり方みたいな基本に立ち返ってやっていくことがとても大事なことかなと考えています。

例えば、まずは子ども自身と、その学習対象との対話というか、まさに学習者内の対話ですよね。それが教材であったり資料であったり、それとのいわば対話、あるいは反すう、繰り返し深めていく。それをベースにして、それをどうやって学級全体の学び、授業につなげていくか、広げていくか。ここがとても大事になってくると思います。

実はこの辺については、杉並はもちろん東京、日本全国あちこちで昔からやってきた優れた実践、当たり前の実践がたくさんあるのです。

例えば、個の対話が、そこで考えがしっかり持てるもの、それをベースにして、実際にクラス全体の授業として、それは仮に一斉学習であったとしても、それが単純な教師と子どもの一問一答型のまさに受け身型の授業ではなくて、子どもたちが自らつないでいき、まさにバレーボール型というかあるいはバスケットボール型授業というか、子ども自身が自らつないで、そしてお互い広げ深め合っていく、そんな一斉授業は絶対可能です。今までもやってきたし、これからもできるはずなので、その辺の基本的なところを、この機会を捉えてもう一度1人1人の先生方、見直して頑張っていていただければと今考えています。その中に、ICT活用も重要な手段として使えるものとしてあると思っています。

以上です。

折井委員 久保田委員の意見に対して追加のような形なのですが、子どもたちの中で対象との対話、前教育長も話されていて、本当に私も、あまり実際に自分で考えていなかったなというところで、本当に重要なことだと思うのです。いわゆる自律学習でメタ認知的能力をつけることが、その人が生きる力をつける。私たちは仕事を始めたりすると、疲れたからやらないとか、なかなかやる気になれないからやらないという、そういったことを言っていると仕事ができないのですよね。自分をやる気にさせて、とにかく進めて、それを振り返ってスケジュールどおり行っているか、行っていないとしたら例えば上司に相談しようとか、いろいろ考えるわけですよ。

実際にはこの休業期間中がその能力を養うには最適というか、本当にうれしいことではないですけれども、実は最適な期間で、うちの場合はうまく行っているとも思いませんけれども、ただ、子どもたちはチャレンジして失敗を何度もして、それで少しずつできるようになっていくのが普通だと思うので、例えば1日の時間割が来たら、それを自分でここまでは頑張るのだ、これをどこまで、モニタリングと言いますけれども、モニタリングで評価をして、そして分からないことは人に聞くという、その1つ1つに理論的な名前がついていますけれども、その1つ1つが子どもたちの生きる力を作るのだと。実際には子どもたちは確かに教科の学習は今、遅れているかもしれませんが、人としての学び、生

きていくときに必要な、学び続ける、仕事をきちんとしていく、子どもたちのお仕事が勉強だとしても、その学んでいくところの基礎的な力は今、学び続けていられるのではないのかなと思います。

なので、実際、子どもたちが学校が始まってしばらくして落ち着いたときにどういう変化があるのかなというところを、心配なところもともありますけれども、楽しみだとも思っています。

教育長 小学校ではこの4月から新しい学習指導要領が始まって、いわゆる主体的・対話的の対話的な部分が非常にクローズアップされている。やろうとしたところにこのコロナで、先ほど佐藤所長が言っていましたけれども、学校の教育活動は2カ月止まりましたけれども、教育活動自体は止まっていないのですよね。というのは、我々が与えているプリントであったり、保護者が働きかける家庭教育であったり、学校教育はちょっと止まっているけれども、教育活動というのは決して止まるものではなく、継続的に行われているのだなと思っています。

実は3月に最初、臨時休業になったときに、あれはあまりにもバタバタだったので学校がプリントを準備ができず、ほとんど多くの学校がいわゆる認知的なプリントだったのです。例えば計算ドリル。3月ですから1年間のまとめの計算、漢字、そうしたものが非常に学校としては多かったです。これは準備ができなかったということもあります。

しかし、4月になって、つまり新しいことを習っていないので、いわゆる習熟のスキルというのは原則全学年ないわけですね。そうするとだんだん学校が出すプリントというのは変わってきて、ざっくり言うと「何々について調べてみましょう」と。校長たちとも話したのですけれども、「調べてみましょう」と言って子どもは与えられて、調べられたらそれでいいのだと、なかなかそういう子どもたちはいない。「先生、どうしていいかわからない」というのが実態であって、そのプリントを見ると、調べてみましょう、まず最初に国語辞典で調べてみましょう、次に、インターネットがある人はインターネットで調べてみましょう、お家の人に聞いてみましょう。いわゆるそのプリントを通して物事を調べるというのはどういうことなのかという、調べ方というか、学習の仕方、学び方というのが分かるようなプリントに少しずつ移行されてきているのですね。まさにこれが主体的・対話的な学びの1つだろうと私は思うし、学校教育自体はなかなか動いていないけれども、教員はそうした教育活

動を通して、子どもたちに確実にこの4月、5月、少しずつではあるけれども、主体的・対話的な深い学び、新しい学習指導要領の趣旨であるものを何とか伝えていこう、学ばせていこうという思いはあるのだろうなと思います。

休校はあと3週間ぐらい続きますが、今、学校はそうしたものに加えて、メッセージ動画も含めて動くもので示していったり、様々なメディアを使って子どもの学びを広げていく。これが6月になったとき、必ず役に立つものだと思うし、6月どころか1年間、将来ずっと子どもたちが学ぶのに、この2カ月間の学びというのは何か必ずいい形で、プラスで跳ね返ってくるものと信じていきたいと考えています。

庶務課長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項5番「高円寺図書館等の整備等に係る基本計画について」中央図書館館長からご説明いたします。

中央図書館館長 私からは「高円寺図書館等の整備等に係る基本計画について」ご説明いたしたいと思います。

旧杉並第八小学校の跡地につきまして、高円寺図書館等複合施設を整備することとするということでございますけれども、これを受けまして今般、跡地活用の考え方や高円寺図書館をはじめとした諸施設の整備等に関する基本事項を定める「旧杉並第八小学校跡地施設の整備等に係る基本計画」が策定されましたので、これに基づいて取組を進めることとしましたので、ご報告いたします。

まず、基本計画の概要でございます。

基本理念につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして施設の概要ということでございます。

高円寺図書館につきましては、既に複合施設として設置するということとはご報告しているところでございますけれども、ほかに「コミュニティふらっと高円寺南」が併設され、また防災機能を持った防災倉庫。そして今回、高円寺東保育園が複合施設の中に入ることになりました。

ほかに、オープンスペースに公園が整備され、また震災救援所機能も持っているということで、複合した施設としてなっております。

2番の再編整備の対象となる施設及びその跡地活用でございますけれども

ども、今般、「コミュニティふらっと高円寺南」が入ります関係で、ゆうゆう館などが再編されるというところがございます。また、高円寺図書館移転後の跡地の有効活用につきましては、施設再編計画の具体化に向けまして今後検討するというところで、現在はまだ未定でございます。

今後の主なスケジュールでございます。

6月の区議会定例会、総務財政委員会にこの基本計画を報告します。

7月に解体設計が始まりまして、来年の7月に解体工事が始まるということで、解体して、その上で令和4年度から建築工事が始まりまして、複合施設の開設は令和6年度ということになってございます。

私からは以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

なお、報告事項3番につきましては、配布させていただいた資料をもって代えさせていただきます。以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定ですが、5月27日水曜日午後2時から定例会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、傍聴の皆様方、今日はありがとうございました。ご協力をお願いいたします。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第60号「令和2年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程いたします。

それでは説明させていただきます。議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の4事業について補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、高円寺地区小中一貫校の施設整備について、小学校費、中学校

費を併せて説明いたします。

今年度4月に開校いたしました杉並区立小中一貫教育校高円寺学園は、昨年7月に校舎が完成し、旧校舎の解体工事を行った後、現在校庭整備等の環境整備工事を進めております。

今回、環境整備工事を進める中で、搬出処分が必要な残土が設計時の想定より多くなることが判明いたしました。また、昨年度解体した旧校舎以前の建物と思われるコンクリート杭等の地中障害物が出現いたしました。このため、残土の搬出処分を行うための費用の増額分、及び、当初の環境整備工事費に見込んでいない地中障害物を除去する費用について、今回の補正により、追加で必要となる経費として、2,762万2,000円を、それぞれ小学校費、中学校費において、1,381万1,000円ずつ計上するものでございます。

次に郷土博物館の維持管理、図書館施設維持管理については、同じ案件になりますので、一括してご説明をいたします。

約10年から15年程度前から、区立施設の改築や改修時には衛生と節水の目的のため、基本的にトイレ・手洗い用の自動水栓を設置してまいりました。しかし、それ以前の建物については手動の水栓が設置されたままとなっております。そこで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者の状況や人数等により不特定多数の人が利用している施設でトイレの自動水栓が設置されていない郷土博物館及び図書館8館に、それぞれ設置をするものでございます。

今回の補正により、郷土博物館への設置費用として50万円、図書館8館への設置費用として510万円をそれぞれ計上しております。

歳入歳出予算につきましては以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき、2ページ目をご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正により3,322万2,000円を増額いたしまして、補正後の教育費の総額は201億4,711万9,000円でございます。

議案を1枚おめくりいただき、3ページ目をご覧ください。また併せて参考資料もご覧いただければと思います。債務負担行為の補正でございます。

このたび老朽化の進んだ高円寺図書館の移転改築を含んだ杉並第八小学校跡地活用に係る複合施設の整備に当たり、高円寺東保育園の移転改築を新たに加えることとする変更がございました。

これを受け、複合施設の規模が増すことに伴う設計など各工程の期間の見直しについて検討いたしました結果、令和3年度に予定しておりました実施設計の完了を令和4年6月末まで延長することとしたため、債務負担行為の設定期間を令和4年度までと補正するものでございます。

なお、参考資料におきましては、補正箇所を下線で示しておりますのでご覧ください。また、限度額につきましては令和2年度一般会計当初予算において高円寺図書館の移転改築として3,900万円を設定しておりますが、その額についての変更はございません。

以上で補正予算の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

教育長 トイレの自動水栓は、将来的には学校にもつくのでしょうか。

学校整備課長 この間も各学校のトイレの改修において、自動水栓のほうは取り付けさせていただいております。大体ですけれども3分の2ぐらいの学校は既についております。ただ、まだ現在ついていない状況もありますので、こちらについてはまた検討をしていきたいと思っております。

對馬委員 この予算はこのままで全く問題ないのですけれども、こんなに大きな金額ではないのかもしれないのですが、図書館に本を消毒する機械とかありますよね。近隣の区市町村は行くと結構あるのですけれども、杉並区の図書館では私、見たことがない気がして、利用者が自由に、自分の借りた本や返す本をその機械の中に入れて、割と短い時間で消毒してくれる。こういう時期にそういうのがあるといいなと思っております。設置の予定とか、その辺はいかがなのでしょう。

中央図書館館長 書籍消毒機はございまして、導入している区も幾つかあるのは承知してございます。ただ、希望する人はやってくださいというものでして、全てをやっているわけではございませんし、紫外線を当てるとということが果たしていいのだろうかという議論もあります。また、今回の新型コロナウイルスがあれば死ぬわけではどうもない、実証もされていないので、あれがあるから安心だと思われてもなかなか困るのかなというところで、区としては今すぐに設置するという考えはありませんけれども、今後そういうのに有効性があるかどうかは十分研究していきたいと思っております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第60号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第60号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。